

★★★「かいてき便り」を事業者内に周知し、みんなで情報を共有しましょう！！★★★

INDEX

「新年の挨拶」

○ 報酬算定・運営基準

「指定訪問介護事業所におけるサービス提供責任者の配置について」

○ お知らせ

「訪問看護ステーション等に対する個別経営相談会を追加開催します」

「訪問看護フェスティバルのご案内(平成31年1月12日(土)開催)」

「平成30年度 訪問看護にかかる支援策について」

「介護職員奨学金返済・育成支援事業 1月18日まで申請可能です！
現在働いている職員が対象になるのは今年度限りです！」

「高齢者施設等に関する施設整備費補助制度説明会(土地所有者向け)を開催します！～あなたの土地を高齢者の「すまい」に有効活用しませんか？～」

平成31年 1月1日発行 第174号

○ 新年の挨拶

新年あけましておめでとうございます。

昨年は、地域包括ケアシステムの深化・推進の考え方の下、介護保険制度改正、診療報酬と介護報酬の同時改定が行われ、第7期の介護保険事業計画がスタートする年でした。

また、昨年は保険者機能強化推進交付金（インセンティブ交付金）の仕組みが導入されました。この仕組みは、区市町村の自立支援・重度化防止等の取組を支援するために創設され、各区市町村が地域の特性に応じて様々な取組を進めていくものとなっています。

都としましては、区市町村が地域特性や高齢者のニーズを把握し、地域の実情にあったサービス基盤の整備や地域づくりに取り組んでいけるよう、人材育成や好事例の提供、各種の補助制度等により支援してまいります。

今後とも、介護保険制度が都民の生活を支える仕組みとして、利用者が安心して介護サービスを利用し、住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、事業者及び保険者の皆様と力を合わせて取り組んで参りますので、どうぞよろしくお願いいたします。

東京都福祉保健局高齢社会対策部長 粉川 貴司

○ 指定訪問介護事業所におけるサービス提供責任者の配置について

平成30年度介護報酬改定において、サービス提供責任者の任用要件が見直され、指定訪問介護事業所が、サービス提供責任者として介護職員初任者研修修了者(旧ホームヘルパー2級課程修了者を含む。)を配置することができるのは平成31年3月31日までの間とされており、当該期間経過後、介護職員初任者研修修了者はサービス提供責任者としての資格要件を満たさなくなります。

そのため、介護職員初任者研修修了者をサービス提供責任者として、配置している事業所におかれましては、資格要件を今一度御確認いただき、加算届、変更届の提出等御対応いただきますようお願いいたします。

【お問合せ先】

介護保険課 介護事業者担当 TEL03-5320-4593

お知らせ

○ 訪問看護ステーション等に対する個別経営相談会を追加開催します

東京都では、都における訪問看護ステーション及び看護小規模多機能型居宅介護事業所の経営基盤の強化を支援することにより、訪問看護ステーション等の安定的な経営を推進し、もって在宅における療養環境の向上と地域包括ケアの推進を図ることを目的として、都内訪問看護ステーション等に対する経営に関する個別相談会を行っています。

このたび、下記の日程で追加開催を致します。この機会にぜひお申込みください。詳細は東京都のホームページでご確認ください。

【対象者】

- ・ 都内訪問看護ステーション・看護小規模多機能型居宅介護事業所の経営者・管理者・事務担当者の方
- ・ 都内訪問看護ステーション・看護小規模多機能型居宅介護事業所の開業を検討している方

【開催日時】

平成31年1月18日(金)、2月15日(金)

各回共通 10時00分～17時15分 / 各事業所 1時間

【東京都福祉保健局ホームページ】

高齢者>介護保険>訪問看護推進総合事業

>訪問看護ステーション及び看護小規模多機能型居宅介護事業所に対する個別経営相談会事業
(<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/houkan/kobetusoudan.html>)

【問合せ先】

介護保険課 訪問看護推進担当 TEL03-5320-4267

○ 訪問看護フェスティバルのご案内(平成31年1月12日(土)開催)

都民の方や看護師等の方を対象に、訪問看護の実際や重要性、その魅力をPRし、理解促進と人材確保を図るイベントを開催します！今年は、写真家・ジャーナリストの國森康弘氏に「写真が語る、いのちのバトンリレー～在宅看取りの現場から」と題して基調講演をしていただきます。

日時等
【日時】 平成31年1月12日(土曜日) 12時50分～17時00分まで(開場12時00分)
【場所】 東京都庁 第一本庁舎 5階 大会議場
【費用】 無料
【対象】 どなたでも参加可

● 基調講演「写真が語る、いのちのバトンリレー～在宅看取りの現場から」

・國森康弘氏 (写真家・ジャーナリスト)

● 「いのちを支える訪問看護」

第一部 **寸劇** 「苦しいけれど姉に会いに行けますか？」—ある酸素導入利用者さんの願いを叶える

第二部 **公開座談会**

登壇者：医師、利用者家族、訪問介護員、ケアマネジャー、訪問看護師

●ミニ交流集会 「訪問看護師に聞いてみよう！」

●その他(12時00分～17時00分)

- ・展示 …医療・介護用品(介護用ベッド、流動食、おむつなど)
- ・訪問看護の紹介…活動の実際、制度利用、訪問看護ステーションの紹介など
- ・相談会 …介護相談・進路相談・就業相談

東京都看護協会ホームページ・往復はがき・FAX から(事前申込期限:1月8日(火)必着)

詳細は下記ホームページをご覧ください。

東京都看護協会 HP ホーム > 都民の皆様へ > 訪問看護 > 訪問看護フェスティバル

http://www.tna.or.jp/index.php/for_tokyoites/care_support/festival/

※席に余裕がある場合は当日参加も可能ですが、なるべく事前にお申込みください。

【お問合せ先】 介護保険課 訪問看護推進担当 TEL:03-5320-4267

訪問看護フェスティバル

訪問看護フェスティバル

—Only Oneの看護2018—

開催日 平成31年**1月12日(土)**12:50～17:00

会場 東京都庁第一本庁舎 5階 大会議場 **参加無料**

○ 平成30年度 訪問看護にかかる支援策について

東京都では、地域包括ケアの推進を図るため、在宅療養の中心的な役割を担う訪問看護ステーションへさまざまな支援を行っており、平成30年度も東京都訪問看護推進総合事業として、補助金事業や研修事業などを実施します。

各事業の詳細や、募集等の最新情報は、随時東京都ホームページにてご案内いたしますので、申請される場合は必ずご確認ください。

<H30年度東京都訪問看護推進総合事業>

	事業名	申請期限等
補助金事業	(1) 認定看護師資格取得支援事業 (対象分野:訪問看護、皮膚排泄ケア、認知症看護、緩和ケア)	原則、受験する対象分野にかかる教育課程入学試験日の20日前の日まで ※ただし、最終締切 :2月8日(金)
	(2) 訪問看護ステーション事務職員雇用支援事業	締切 :2月8日(金) ※上記期限によらず、 <u>雇用する前に申請が必要です。</u>
	(3)-ア 訪問看護ステーション代替職員(研修及び産休等)確保支援事業 <研修代替職員確保への支援>	締切 :2月8日(金)
	(3)-イ 訪問看護ステーション代替職員(研修及び産休等)確保支援事業 <産休・育休・介休取得時の代替職員確保への支援>	原則、代替職員を任用しようとする20日前の日まで ※本補助金の活用を考えている場合は、 <u>必ず、事前に東京都担当までご連絡ください。</u> ※ただし、最終締切 :2月8日(金)
その他の取組	東京都訪問看護教育ステーション	申込受付中! 各教育ステーションへ直接申込ください
	「東京都訪問看護教育ステーション事業」 訪問看護ステーション看護職(管理者、指導者、新任訪問看護師)交流会の開催	このたび、東京都では、「東京都訪問看護教育ステーション事業」の一環として、訪問看護ステーションの看護職(管理者、指導者、新任訪問看護師)の方を対象とした交流会を開催しますので、是非ご参加ください。

【対象及び内容】

	対象	内容
ア	管理者 ※訪問看護ステーションでの管理者経験の浅いステーション管理者（管理者経験3年未満）	訪問看護ステーションの管理者経験が浅い管理者が日々抱える、ステーション管理・運営に関わる悩み（経営・人材育成等）等に対して、経験豊富な訪問看護ステーション管理者から助言等を行うことに加え、管理者同士の交流を行います。
イ	指導者 ※訪問看護ステーションで職員育成に関わる訪問看護師（管理者を除く）	指導者が日々直面している職員育成に当たっての悩み等に対して、指導経験豊富な訪問看護師からの助言等や指導者同士の交流を行います。
ウ	新任訪問看護師 ※訪問看護経験が0～3年程度の訪問看護師	新任訪問看護師が日々の業務で抱える悩み等に対して、経験豊富な訪問看護師からの助言等や新任訪問看護師同士の交流を行います。

【研修費】 無料

【お申込み方法】「申込書」に必要事項をご記入の上、下記交流会実施教育ステーションへFAXで直接お申込みください。
その他詳細は、東京都ホームページをご覧ください。

【テーマ・開催日時等】

ア 対象：管理者（訪問看護ステーションでの管理者経験の浅いステーション管理者（管理者経験3年未満））

	交流会実施教育ステーション テーマ等	開催日時 会場	申込先
第4回	【ステーション名】 訪問看護ステーションけやき 【テーマ】 看護師定着のためのマネジメントについて	【日時】 2月22日（金） 18：30～20：00 【会場】 三茶しゃれな～ど（世田谷区民会館別館） 5階 スワン （住所：世田谷区太子堂2-16-7） 【アクセス】 東急田園都市線・東急世田谷線「三軒茶屋駅」 より徒歩3分程度	訪問看護ステーションけやき 【FAX】03-5450-8296 【締切】2月8日（金）

イ 対象：指導者（訪問看護ステーションで職員育成に関わる訪問看護師（管理者を除く））

	交流会実施教育ステーション テーマ等	開催日時 会場	申込先
第4回	【ステーション名】 山の上ナースステーション 【テーマ】 新任看護師の育成計画を作成しよう	【日時】 1月26日（土） 14：00～16：00 【会場】 山の上ナースステーション2階 （住所：日野市南平7-2-14） 【アクセス】 京王線「南平駅」南口から徒歩7分程度	山の上ナースステーション 【FAX】042-599-8868 【締切】1月24日（木）

ウ 対象：新任訪問看護師（訪問看護経験が0～3年程度の訪問看護師）

	交流会実施教育ステーション テーマ等	開催日時 会場	申込先
第 4 回	【ステーション名】 野村訪問看護ステーション 【テーマ】 訪問看護中困ったこと・不安に 思うことをみんなで解決しよう	【日時】 2月22日（金） 18：30～20：00 【会場】 野村病院 1階会議室 （住所：三鷹市下連雀8-3-6） 【アクセス】 吉祥寺駅公園口から小田急バス「新川（野村 病院前）下車」より徒歩1分程度	野村訪問看護ステーション 【FAX】0422-47-5505 【締切】2月1日（金）

今年度は上記1回ずつで終了です。

訪問看護フェスティバルの開催

H31年1月12日（土）都庁5階大会議場

申込受付中（締切1月8日（火）必着）

※詳細はホームページをご覧ください。当日参加も可能ですが、なるべく事前にお申込みください。

【ホームページ】東京都福祉保健局＞高齢者＞介護保険＞訪問看護推進総合事業
(<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/houkan/index.html>)



東京都訪問看護推進総合事業

【お問合せ先】

介護保険課 訪問看護推進担当 TEL03-5320-4267 FAX03-5388-1395

お知らせ

○ **介護職員奨学金返済・育成支援事業 1月18日まで申請可能です！**

現在働いている職員が対象になるのは今年度限りです！

東京都では、介護職員の確保・育成・定着を図るため、平成30年度から、「介護職員奨学金返済・育成支援事業」を実施しています。

本事業では、介護保険事業所等が常勤介護職員（有期雇用を除く）として新卒者等を雇用し、その新卒者等が在学中に貸与を受けた奨学金の返済相当額を手当等で支給した場合、都が事業者に対して最大5年間、1人当たり60万円を上限として全額補助します。

【例】

・職員が毎月2万円奨学金を返済しており、事業所から奨学金返済相当額2万円を職員に毎月手当として支給
⇒最大で120万円（2万円×12月×5年）を都が補助。

※補助要件等詳細については、東京都福祉保健財団のホームページをご確認ください。

◆ご注意ください！働いている方で奨学金の返済をされている方はいませんか？

平成31年1月1日現在において、事業所で働いている介護職員が本事業の補助対象となるためには、平成30年度に申請していただく必要があります、平成31年度に新規に申請することはできません。(経過措置)

なお、事業計画書の提出をしていない現任介護職員(※1)についても、交付申請時からの申請が可能となりましたので、本事業の対象となる職員がいる法人様におかれましては、申請漏れのないようご注意ください。(※2)

※1 平成29年度までに採用した現任介護職員(平成30年4月1日現在、卒後5年未満の者)。

※2 平成30年度の対象者は、平成31年1月1日までに採用された者になります。

現在、交付申請を受け付けております。本事業の活用を検討されている事業者におかれましては、東京都福祉保健財団まで申請してください。

なお、今年度は平成30年4月1日時点で「介護職員処遇改善加算Ⅰ」を取得しており、かつ「資格取得支援制度(介護職員初任者研修、実務者研修及び介護福祉士国家試験)」を有する施設、事業所が対象です。※資格取得支援制度について、平成30年4月2日以降に制度を創設した場合であっても、職員の4月1日以降の資格取得を支援の対象とする場合は、本事業の対象となります。

奨学金返済手当等を創設した場合は、採用活動時に学生へのPRポイントになりますので、是非活用をご検討ください。

◆交付申請書提出について

【提出期限】 平成31年1月18日(金曜日) 必着

【提出方法】 郵送にて必要書類をご提出ください。

【提出先】 〒163-0719 東京都新宿区西新宿2-7-1 小田急第一生命ビル19階
東京都福祉保健財団 人材養成部 福祉人材養成室 介護人材育成担当

【申請書類等】 公益財団法人東京都福祉保健財団のホームページよりダウンロードしてください。
(<http://www.fukushizaidan.jp/117shougakukin/index.html>)

【お問合せ先】 東京都福祉保健財団 人材養成部 福祉人材養成室 介護人材育成担当
TEL : 03-3344-8513 FAX : 03-3344-8593
MAIL : syogakukin@fukushizaidan.jp

※お問合せについては、東京都福祉保健財団ホームページに掲載されている「質問票」を用いてFAXまたはメールでお願いします。

○ 高齢者施設等に関する施設整備費補助制度説明会(土地所有者向け)を開催 します！～あなたの土地を高齢者の「すまい」に有効活用しませんか？～

東京都では、高齢者が安心して生活できるすまいを確保するため、認知症高齢者グループホームや都市型軽費老人ホーム等の整備を進めています。

地価の高い東京で、こうした取組を進めていくためには、土地の確保が重要課題となります。この度、土地・建物所有者の皆様にご高齢者施設についての理解を深めていただき、その用地としての有効活用を考えていただくため、施設整備の補助制度等について、以下のとおり説明会を開催することといたしました。

本年度からは、認知症高齢者グループホーム整備費補助に建築価格の高騰に対応した加算を新たに追加しました。

都内に土地・建物をお持ちの方、オーナー型補助制度に関心のある方は、ぜひ御参加ください。

■開催日時 平成31年2月6日(水曜日)午後2時から午後3時45分まで ※第一本庁舎1階北側の「説明会参加者専用受付」にて、開始30分前から受付を行います。

■場所 東京都庁第一本庁舎5階大会議場(新宿区西新宿二丁目8番1号)

■対象 都内に土地・建物をお持ちの方、オーナー型補助制度に関心のある方

■説明内容 認知症高齢者グループホーム、都市型軽費老人ホーム、介護専用型有料老人ホーム、ショートステイ、特別養護老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅の補助制度について

■申込 申込書を以下のホームページからダウンロードの上、FAX03-5388-1391へ。

■申込期限 平成31年1月23日(水曜日)

【問合せ先】東京都福祉保健局高齢社会対策部施設支援課施設整備担当
TEL03-5320-4321

【東京都福祉保健局ホームページ】→東京都福祉保健局>高齢者>高齢者施設>認知症高齢者グループホーム(認知症対応型共同生活介護)>「高齢者施設等に関する施設整備費補助制度説明会(土地所有者向け)」の開催について

<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/shisetu/guruho/sumai-setsumeikai31.html>